**岩国市介護予防・通いの場づくり事業について（募集案内）**

　高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向けて、高齢者が介護予防や健康づくりに取り組むことができる通いの場を運営するボランティアグループや団体等に対して、補助金を交付します。

1. **補助対象事業について**

　　次の要件（１）～（６）をすべて満たす事業が対象となります。

（１）岩国市介護予防体操「岩国はつらつ体操」を実施すること

　　　　　※「岩国はつらつ体操」については、お気軽にご相談ください。

（２）地域包括支援センターによる活動支援、または、内容が適当と認められる研修を年１回以上受けること

（３）月２回以上かつ1回当たり２時間以上開催すること

「岩国はつらつ体操」

（４）開催グループの構成人数がおおむね５人以上であること

（５）通いの場の場所や日時等の公表に同意すること

（６）国、県、市その他公の機関による補助金を受けていないこと

　　　　　※サロンでの補助を受けていて、年度途中で本事業に変更した場合、当該年度は、本事業の補助対象になりません。

1. **補助金の対象経費について**

（１）通いの場の運営に必要な経費

　　　　　報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料、賃借料及び備品購入費

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 経費の内容（例） |
| 報償費 | 講師謝礼など |
| 旅費（交通費） | 講師に係る鉄道、バス等の運賃など |
| 消耗品費 | 資料等の印刷・コピー代、ボール等運動用具など |
| 光熱水費 | 電気代、水道代など |
| 通信運搬費 | 郵便切手、配達料など |
| 保険料 | 傷害保険料、賠償責任保険料など |
| 使用料 | 会場使用料など |
| 賃借料 | 機材等リース料・レンタル料など |
| 備品購入費 | ＣＤプレーヤー、血圧計など |

　　　　　※飲食費、施設整備費などは、補助対象になりません。

**（次ページへ）**

（２）補助基準額

　　　　　年間25回以上開催の場合　年間上限30,000円

　　　　　年間40回以上開催の場合　年間上限48,000円

　　　　　年間80回以上開催の場合　年間上限96,000円

　　　　　※年度途中での交付決定の場合、事業を開始した月の翌月分以降が補助対象になり、月割りした金額となります。

1. **手続の流れ（基本パターン）について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順　番 | 内　　容 | 実施主体 | |
| 団体等 | 岩国市 |
| １ | 交付申請書の提出 | ● |  |
| ２ | （申請書の内容審査後）  交付可否決定の通知 |  | ● |
| ３ | 通いの場の実施 | ● |  |
| ４ | 実績報告書の提出 | ● |  |
| ５ | （報告書の内容審査後）  補助金額の確定通知 |  | ● |
| ６ | 補助金請求書の提出 | ● |  |
| ７ | 補助金の交付 |  | ● |

（１）書類の提出先

　　　　　岩国市役所 高齢者支援課（下記問い合わせ先）

（２）交付申請

　　　　　提出書類：交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実施場所の位置図、

　　　　　　　　　　団体等の活動情報の公表に関する同意書等

　　　　　※上記のほか、「相手方登録申請書」の提出が必要となる場合があります。

　　　　　※事業を実施する前に手続してください。

（３）実績報告

　　　　　提出書類：実績報告書、事業実績書、収支決算書等

1. **補助金の交付について**

（１）補助金は、団体からの実績報告後に金額を確定し、請求をいただいた上でお支払いします。（精算払い）



**〔問い合わせ先〕**

　　岩国市高齢者支援課 地域支援班

岩国市今津町一丁目14番51号

　　電話：0827-29-2566

　　ﾌｧｸｽ：0827-22-0928

　　ﾒｰﾙ：kourei@city.iwakuni.lg.jp